

議事 1

秋田市地域公共交通協議会規約等の改正について

1 秋田市地域公共交通協議会規約の一部改正

(1) 改正理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

(2) 改正要旨

ア 第1条、第2条および第9条関係（趣旨、協議事項および報酬等）
法改正等に伴い、規定を整備するもの

イ 附則関係

施行は、平成27年2月 日からとするもの

2 秋田市地域公共交通協議会事務局処務規程の一部改正

(1) 改正理由

規定を整備するため、改正しようとするものである。

(2) 改正要旨

ア 第1条関係（趣旨）
規定を整備するもの

イ 附則関係

施行は、平成27年2月 日からとするもの

3 秋田市公共交通協議会委員の報酬および費用弁償に関する規程の一部改正

(1) 改正理由

名称および規定を整備するため、改正しようとするものである。

(2) 改正要旨

ア 名称および第1条関係（趣旨等）
規定を整備するもの

イ 附則関係

施行は、平成27年2月 日からとするもの

4 秋田市公共交通協議会会議傍聴規程の一部改正

(1) 改正理由

名称および規定を整備するため、改正しようとするものである。

(2) 改正要旨

ア 名称および第1条関係（趣旨等）
規定を整備するもの

イ 附則関係

施行は、平成27年2月 日からとするもの

※改正内容は資料1（6ページ～17ページ）